

事業契約書に対する質問及び回答

大 山 町

Q	<p>●物価の変動に基づくサービス対価の変更</p> <p>維持管理・運営に係るサービス対価の変更に用いる「総務省が公表する消費者物価指数」とは、10大費目「住居」でよろしいでしょうか？</p>
A	<p>公共性の高いデータを活用し、かつ、双方協議のもとサービス対価の変更を行わせていただきます。</p> <p>(内閣府ホームページPFIのガイドライン等における物価変動に関する記載4-4「サービス対価」改訂3. 物価の変動により改訂を参照)</p>
Q	<p>●物価の変動に基づくサービス対価の変更</p> <p>PFI施設設備に係るサービス対価の変更に用いる指標は、事業契約締結前に町と協議の上で決定できると理解してよいでしょうか？</p>
A	<p>お見込みのとおりです。</p>
Q	<p>●物価の変動に基づくサービス対価の変更</p> <p>「特別な要因により、この契約の締結時以降に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、PFI施設整備に係るサービス対価が不適當となったとき」とありますが、特別な要因の中には、通常に高騰するものも含まれていませんか？昨今の工事材料高騰や2024年問題等もあり、数カ月でも急激な変動が発生しているため、請求の対象としてご検討いただきたい。</p>
A	<p>双方協議の上、物価上昇分に関しては考慮いたしますが、根拠データをお示しいただくことが前提となります。</p>
Q	<p>●金利の変動に伴うサービス対価の変更</p> <p>基準金利はTONAベース15年ものとする、とのことですが、基準金利の改定は何年ごとに見直す想定でしょうか？資金調達や割賦に係る手数料に影響し事業費が高くなってしまいます。そのため最長でも10年とすべきではないでしょうか？</p>
A	<p>公共側の不利益にならない金利基準であれば民間提案にお任せしますが、変更理由に関しては提案書に明記し提案当日は専門家の同席による説明を求めます。</p>
Q	<p>●第49条</p> <p>「100分の1変動した場合においては」ではなく、「100分の1以上変動した場合においては」ではないでしょうか？</p>
A	<p>お見込みのとおりです。修正いたします。</p>
Q	<p>●第49条</p> <p>例えば契約してから10年経過した際に、仮に契約時点を基準としたとき、毎年0.9%ずつ物価が上昇したとすると10年で累計9.0%の上昇になります。もし契約から10年経過しており、一度もサービス対価の変更をしてない場合はどのように変更をかけていけばよいのでしょうか？</p>
A	<p>別途協議とさせていただきます。</p>

Q	<p>●第50条</p> <p>物価の変動については予知できるものではないため、施設設備サービスに係る対価は当然定められた指標の変動に基づいて変更していただけるものと認識しておりますが、「特別な要因」とはどのような要因でしょうか？また「特別な要因」であるかどうかの判断は誰がするのでしょうか？</p>
A	<p>インフレスライド（予期することのできない特別な事情により、急激なインフレーション又はデフレーションが生じた場合）</p> <p>大山町が判断します。</p>
Q	<p>●第50条</p> <p>49条には維持管理・運営の指標として「消費者物価指数」と記載されておりますが、建設費の基準となる指標が記載されていません。「基準となる指標」と「基準日」を参加表明前にお示しいただけないでしょうか？</p>
A	<p>基本的に建設費の指標はありません。ただし、急激な社会情勢の変化（戦争・コロナ渦等）があった場合は、根拠データをお示しいただき双方で協議を行います。</p>
Q	<p>●第51条</p> <p>15年後に基準金利が見直されることになると思いますが、基準金利の変動に伴いサービス対価の変更をしていただけるという認識でよろしいでしょうか？もしくはその提案は可能でしょうか？</p>
A	<p>お見込みのとおりです。</p>
Q	
A	
Q	
A	
Q	
A	